

⑤  
6-43  
527

VI  
496

天野 367

学徒厚生審議會提案事項（二五・九・一） （括弧内は提案者名）

一、奨学および奨学制度に関する事項

- (イ) 現行大日本育英會の事業費を拡充すること。（関口委員）
- (ロ) 大日本育英會の事業費金については、預金部資金運用が復活し得るよう努力すること。（山根委員）
- (ハ) 高等学校校制自に対しては義務教育費に準じ国庫補助をすること。（都留委員）
- (ニ) 民間育英事業を奨励並びに援助すること。（野崎會長に対する委任事項）

(ホ) 奨学金庫を設立すること。（矢野委員）

二、学徒の厚生保護に関する事項

- (イ) 國立大学の厚生補導のための機構を確立すること。（淡路委員）
- (ロ) 國立大学の厚生補導のための経費を台地的に算出すること。（淡路委員）

(ハ) 國立大学以外の大学の厚生補導の経費確保についても大学基準により助費し、また援助を與えること。（都留委員）

(ニ) 学徒保護團體に対し法的基礎を附與すること。（石井委員）

(ホ) 学徒保護團體の財政的基礎を確立すること。（伊藤委員）

(ロ) 学徒保護費の事業は現在の直官方針より学校に対する財政機関としての事業方針に逐次移行させること。（淡路委員）

(ト) 学徒の健康保障制度を確立すること。（石井委員）

三、学徒の就職対策に関する事項

(イ) 大学高等卒業者の就職対策を確立すること。（中島委員）

四、その他学徒の生活に関する事項

(イ) 大学学生の他大学への轉学を容易ならしめること。（関口委員）

